破産手続における保全管理命令

平成２７年（フ）第７０号

鹿児島県鹿屋市下高隈町5444番２

債務者　農業生産法人有限会社いずみ商事

1　主文　破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、債務者の財産に関し、保全管理人による管理を命ずる。

2　保全管理人　弁護士　大脇　通孝

平成27年８月10日

鹿児島地方裁判所鹿屋支部

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第２１号

北海道目梨郡羅臼町知昭町11番地

債務者　マルヨ水産有限会社

代表者代表取締役　坂本　哲男

1　決定年月日時　平成27年８月12日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　梅本　英広

4　破産債権の届出期間　平成27年11月20日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月21日午後１時30分

釧路地方裁判所根室支部

平成２７年（フ）第１３３６号

横浜市鶴見区本町通４丁目169番地４ビッグガーデン302

債務者　有限会社工藤商会

代表者取締役　三木久美子

1　決定年月日時　平成27年８月13日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　安達　　信

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月４日午後１時30分

横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２０１号

佐賀県小城市牛津町上砥川58番地１

債務者　みなもとフーズ株式会社

代表者代表取締役　源五郎丸茂忠

1　決定年月日時　平成27年８月13日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　甘利太希裕

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月５日午後２時

佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２７５号

埼玉県三郷市彦成１丁目40番地

債務者　株式会社創建

代表者代表取締役　高橋　春均

1　決定年月日時　平成27年８月13日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　池永　知樹

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月20日午前10時

さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第２４４号

滋賀県東近江市東沖野１丁目１番31号

債務者　株式会社新栄住建

代表者代表取締役　西牟田広信

1　決定年月日時　平成27年８月14日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　津田　理史

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月２日午前10時

大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１１５５号

札幌市手稲区前田８条17丁目１番12号　フラットＹ＆M102号

債務者　梅村　　篤

1　決定年月日時　平成27年８月13日午後１時50分

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　桶谷　和人

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月13日午前11時

札幌地方裁判所民事第４部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第６６号

千葉県袖ケ浦市坂戸市場24番地　平田荘７号

債務者　後藤　博司

1　決定年月日時　平成27年８月12日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　高橋　信正

4　破産債権の届出期間　平成27年９月16日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月27日午後１時30分

6　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで

千葉地方裁判所木更津支部

平成２７年（フ）第６１号

鹿児島県肝属郡錦江町田代麓5180番地

債務者　池田　正人

1　決定年月日時　平成27年８月11日午後３時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　濱田　　徹

4　破産債権の届出期間　平成27年９月11日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月28日午後１時30分

6　免責意見申述期間　平成27年10月21日まで

鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２７年（フ）第６７号

千葉県君津市上新田169番地１

債務者　大槻　清美

1　決定年月日時　平成27年８月12日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　中村　恒平

4　破産債権の届出期間　平成27年９月16日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月30日午後１時30分

6　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで

千葉地方裁判所木更津支部

平成２７年（フ）第２９９号

神奈川県足柄上郡松田町松田惣領436番地１　ＡＬＰＥＮ　ＷＩＧＩ202

債務者　谷野　順一

1　決定年月日時　平成27年８月14日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　城田　孝子

4　破産債権の届出期間　平成27年９月24日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月16日午後２時

6　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで

横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第６２４号

東京都町田市相原町2893―13、住民票上の住所東京都八王子市明神町１丁目22番13号メゾン・ド・ノア明神町513号

債務者　久保田寿明

1　決定年月日時　平成27年８月13日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　金田　真明

4　破産債権の届出期間　平成27年９月15日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年10月20日午前11時30分

6　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで

東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１３４１号

横浜市神奈川区神大寺４丁目19番７号、旧住所神奈川県大和市草柳２丁目16番地２　ライオンズマンション大和第６―203号

債務者　織原　寿晴

1　決定年月日時　平成27年８月13日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　芦田　一憲

4　破産債権の届出期間　平成27年９月14日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年11月４日午後１時40分

6　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで

横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９５６号

神奈川県藤沢市亀井野795番地の９

債務者　貞末　京吾

1　決定年月日時　平成27年８月13日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　飯島　倫子

4　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月13日午前11時30分

5　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで

横浜地方裁判所第３民事部